

## 第2回誰もが共に暮らすための市民会議の報告について

### 第2回誰もが共に暮らすための市民会議開催状況の概要

#### 開催方法

##### 1. 会場開催

- (1) 日時 令和3年12月17日（金曜日）14時00分から16時00分まで
- (2) 会場 与野本町コミュニティセンター 多目的ホール小、第3・4会議室
- (3) 当日参加人数  
座長 1名・ファシリテーター 5名・参加者 24名

##### 2. 書面開催

- (1) 期間 資料送付後から令和3年12月21日（火曜日）まで
- (2) 方法 意見シートの提出による参加

##### 3. 議題

- (1) デジタルの活用とその課題について  
コロナ禍において、生活のいろいろな場面でデジタル機器の活用が広まったことに伴う良かった点、課題となる点について。
- (2) 障害者のスポーツ活動について  
オリンピック・パラリンピックにより、スポーツの気運が高まる一方で、コロナ禍での外出自粛や、施設の利用制限により活動ができない状況にある。  
スポーツ活動の現状と、スポーツに取り組むにあたって、課題となる点について。
- (3) 選挙における合理的配慮について  
コロナ禍における選挙での合理的配慮の提供事例や、行ってほしかった配慮について。

## テーマ1：デジタルの活用とその課題について

コロナ禍において、市が実施したワクチン接種予約等のほか、生活の場面においても、接触機会の低減等を目的としたデジタル機器やICTの活用が進んでいます。

一方で、ICTを活用できる人と、そうでない人との格差（デジタルデバインド）が拡大しています。テーマ1では、次のような内容を参考に意見交換をお願いします。

- デジタルの活用が広まって良かった点
- デジタルの活用で困ったことや、課題を感じる点

### これまでの市民会議等で挙げた意見

- オンラインやSNS（Zoom、SKYPE、LINE等）を有効活用することで、コミュニケーションを図れる。
- インターネットを使えば、障害や年齢をキーにした検索機能などの充実も図れるので、もっとICTを活用すべき。
- ホームページでのワクチンの予約の方法がわからない方がおり、生活支援センターや当事者団体が補助をしながらワクチン予約を行った。
- 視覚障害のある人には非接触の会計が難しいため、コロナ禍における困りごとをスーパーマーケットや商店街などにも周知し、共有してもらいたい。
- オンライン化が進まず、重要な情報が得にくい。また、行政への相談や各種サービス等の手続きでは、紙ベースであり、視覚障害者は対応が困難だが、代筆・代読のサービスが実施されておらず、同行援護や家事援助のサービスをやりくりするしかない現状がある。
- 新型コロナウイルスワクチンの情報が、ホームページでの提供であったり、インターネット予約がメインであったので、アクセスできない方が多く、当事者に届いていなかったり、あきらめてしまった方もいたと思う。
- 新型コロナウイルスワクチンの予約がわからない方がおり、事業所等が手続き支援や、会場へ同行をしたケースもあった。
- オンライン会議、YouTube配信など、パソコンやスマートフォン等、パソコンやスマートフォンなどの通信機器に慣れている人と慣れていない人とで、情報取得等にかかる格差がなくなるよう、サポートしてくれる人材の育成などが必要。
- 行政として、音声読み上げ機能や拡大表示などのアクセシビリティの高いサービスの提供やオンライン化に努めると共に、民間企業への指導を行って欲しい。

### 【参考】さいたま市行政デジタル化計画

本市では、「さいたま市行政デジタル化計画」を策定し、行政サービス、行政事務、災害対策など、本市が関係するあらゆる場面においてICTを活用し、市民の皆様が今までよりも高いレベルで快適かつ安全・安心な生活が送れる都市を目指す“上質な生活都市 さいたま市”を基本理念として掲げています。

<https://www.city.saitama.jp/006/007/017/001/p041107.html>

## 令和3年度第2回市民会議で挙げた意見 デジタル機器の活用が広まって良かった点

- コロナ禍において、対面のリスクを回避して他者とコミュニケーションが可能になった。
- どの場所でも参加ができるため、距離や移動時間、交通費の制約がなくなった。また、無料Wi-Fiの場合、接続時間の制約もない。
- 移動の時間を相談の時間等にあてることができるようになった。
- Web会議システムの普及により、視覚障害者でも、事故や道に迷う等のリスクを負ってわざわざ出かけることなく、会議等に参加できるようになった。
- オンラインは移動の必要がないので、時間の使い方が広がったと思う。
- Zoomなどでネットワークが構築でき、いろいろなことにチャレンジする足掛かりとなる。
- リアルタイム字幕を提供できる「UDトーク（ユーディートーク）」アプリの活用により、耳の聞こえない人が手話通訳と字幕を選択できるようになった。耳の聞こえる人にとっても聞き逃した内容を確認できて便利である。
- 実際に交際するには、ややハードルが高い相手と気楽にコミュニケーションが取れるようになった。
- 紙の書類による手続きは自力ではできないが、国勢調査や新型コロナワクチンの予約はオンラインで行われ、スクリーンリーダーが入ったパソコンまたはスマートフォンから自力で予約を取ることができた。
- これまで紙媒体であった資料等が電子媒体により配布される機会が増え、視覚障害者でもパソコン上で音声読み上げや拡大等のソフトを使い、自由に読めるようになった。
- ハローワークが求職者用のマイページを導入した。このページでは単に仕事を探すだけでなく、応募履歴や担当者とのメッセージのやりとりをできるようになった。
- 情報端末を持つようになって、手元ですぐにインターネットやメールができるので、情報収集や意思伝達がスムーズになった。
- デジタル機器の苦手な世代の反対により、機器の導入が出来なかったが、「感染予防」という名目のため、デジタル機器導入に踏み切るきっかけになった。
- 事業所での機器の導入に際して、感染対策という理由で補助金が出たことがありがたかった。
- ワクチンに関してはインターネット予約が出来ない人たちは「近くに手伝える人がいない＝感染リスクが少ない」となり、結果的にリスクが高い人たちが先にワクチンを打てることになったと思う。
- 新型コロナウイルスの感染者数が爆発的に多かった時期に、三者面談を行う際、保護者がZoomを使えたので、安心して面談を行えたケースがあった。
- LINEを通じて保護者とのコミュニケーションを取るケースも出てきた。LINEの方がレスポンスも比較的早いので助かっている。
- ブログやライブ配信を利用する事で月に一回のお便り以外にも、事業所の様子を伝えられるようになった。
- 若い聴覚障害者の場合は、字幕、電話リレーサービス、チャット機能などを使いこなすことができるので、便利になったと感じる。

## デジタルの活用について課題を感じる点

- 行政サービスのデジタル化に当たって、好事例を参考に、市のデジタル化計画にも触れられているように、障害にかかわらず自力での手続きが可能な仕組みを国や県と連携して実現して欲しい。
- 「さいたま市行政デジタル化計画」に、アクセシビリティに関する記載がほとんどなく、デジタル化が推進される中で、視覚障害者のアクセシビリティがきちんと確保されるのか、疑問。デジタル化にあたり、障害者がデジタル化から取り残されないよう、IT知識を持つ障害当事者のヒアリングの機会を設ける等、初めから情報のアクセシビリティを取り入れる必要があると思う。
- 手続きが自動更新されたり、書類の郵送のほかにメールやラインで更新等を可能にしてほしい。
- 障害の特性等により、デジタルの活用が難しい。デジタルに慣れない方にも優しい街づくりをしてもらいたい。
- 機器の利用方法を知っていることが参加の前提となるため、利用方法等について、訪問して教えるサービスの様なものがあれば、参加を促せるのではないか。
- デジタル機器を使えない、情報の検索の仕方がわからない人へ情報を届けることが課題。
- 機器やアプリの設定がよく分からず、なかなか使えずに困った。行政の側で使い方をあらかじめ勉強してもらい、障害のある人に対し、その使い方等を教えてほしい。
- デジタル環境の整備は行政が中心になって行っていくべきことであるが、障害のある人でも、まずはできる人から進めていくことが必要だと思う。
- 視覚障害者については、音声読み上げ機能など、障害特性に応じた情報提供を行ってほしい。
- 対面で表情がつかめないとやり取りが少なくなってしまう。すべてをオンラインにするのではなく、特に障害者や高齢者に対しては直接対面でのやりとりも重要だと感じている。
- リモートでの対話に抵抗を感じる人は、コロナの感染状況に応じて他者とのコミュニケーションが著しく減少するリスクや、使える人との情報格差が生じる。
- 行政から市民へのサービスがスマートフォンを所持していることを前提とするようになり、スマートフォンを持っていない人が不利益を被る可能性がある。
- スマートフォンを拡大鏡のように使えたり、音声で操作可能だったりなど、便利な機能が備わっているのを知らないことがある。機能を身近に教えてくれる人がいればいいと思う。
- スマートフォンや光回線などのネットインフラの月額利用料金が高額なため、情報やポイントなどの生活のインフラに個人格差・不公平が生じる。
- 新型コロナウイルスワクチン接種について、年齢ごとの一斉通知でなく、最終接種日の記録のデータをもとに、3回目の接種の通知が届くと良いと思う。
- 新型コロナウイルスワクチンの接種予約において、保護者がデジタルを活用して、単独で予約を行ったケースは少なく、窓口での手続きや、施設職員等が代行しているケースが多かった。
- 新型コロナワクチン予約サイトは、パソコンでは日時選択画面が音声読み上げに対応していたが、スマートフォンでは音声読み上げに対応していなかった。
- 新型コロナワクチン接種予約の際に、説明文が多く、内容の理解が難しい。わかりやすい説明があれば、インターネット予約しやすと思う。
- 新型コロナワクチン接種予約の際にサーバーが混みあっていて、なかなかつながらなかった。八王子市は接種日を割り振って予定が合わない人だけが変更できるようにしていたが、その方が混乱が少なくなるのではないかなと思う。
- オンライン会議では、少人数では意見交換が可能だが、人数が増えると意見を言うことが難しい。
- デジタル化が進んでいるが、キャッシュカードなどの使用開始に際しての手続きなど、高齢者で、

文字の読み書きのできない聴覚障害者はついていけない。

- テレビで見たことがあるが、外国で現金不可の店舗が多く、困っていたという報道があった。
- FAX できる場所がなくなったり、現金での買い物が出来なくなるなど、将来、困ることが発生するのではと危惧している。
- 市においてもキャッシュレス決済の導入や、住民票等のコンビニ交付が実施されているが、視覚障害者が利用できる環境が整っていない。視覚障害者も利用可能な環境整備が必要。
- コンビニの多機能コピー機で住民票などを取得できるが、音声ガイドや、自分のスマートフォンと連携して動作するといったアクセシビリティに配慮されておらず、デジタル化の恩恵を受けられないのは非常に残念。
- ある回転寿司チェーンでは、自分のスマートフォンの読み上げや拡大の機能を併用して、アプリから商品注文が行うことができ、店内のタッチパネル端末を操作できない人にも自力で注文できるようになっている。同様の取り組みが広がってほしい。
- 視覚障害ではタッチパネルは使えない。更に、非接触型になってしまったので困っている。タッチパネルの導入にあたり、同時に、使えない人への配慮も考えてほしい。
- 冷蔵庫やレンジなどは、警告音や案内が音声だが、聞こえない人はわからず不便。
- 飲食店の案内やセルフレジで、音声案内がメインの場合は、聞こえない人は操作に戸惑う。必ず文字とセットで案内してほしい。
- これまで申し込みが紙ベースだったものが、タブレット入力やネット経由での申し込みに変更されているものが多く、操作や対応が困難。
- 市長会見は、YouTube 配信があるが、高齢の聴覚障害者はほとんどデジタルの活用ができない。できれば、YouTube 配信でなく、テレビ放送でさいたま市のチャンネルをつけてほしい。
- お金の管理が苦手で、現金を使用目的毎に袋で管理をしている人は、デジタル決済は大変である。
- 会計管理のアプリを使えば、ビジュアルとして使った額が出るので、メリットもあると思うが、便利に使えるかは、機能を知っているかどうかによってしまうので、ハードルもあると思う。
- 電子決済が広まったことで、物のやり取りがなくなった。「お金と交換してものを買う」という概念が発達障害だとうまく捉えられない。
- さいたま市ではデジタル環境が整っていないと感じる。例えば、公共施設において Wi-Fi がつながる環境がとても少ない。他市では障害者に対してタブレットの配布を行っている自治体もある。
- 音声読み上げの機能は、画像ファイルは読み上げないので、情報を得られないときや操作が出来ないときがある。障害者でも使えるように情報のアクセシビリティをしっかりとってほしい。アメリカでは、政務は情報のアクセシビリティの機能が入っている製品しか使わないことになっているため、情報のアクセシビリティが広がっており、サイトや製品が大変使いやすい。
- 市のホームページはページが多く、ほしい情報にたどり着くことが難しい。あいまい検索や、福井県立図書館の「覚え違いタイトル集」のようなものがあると情報が探しやすい。
- 人手不足が理由でのデジタル化であれば、本来の福祉のあり方の後退が心配。
- 相談支援に関してはコロナ禍ということでオンラインの面談や会議が認められているが、感染症が収束したのちも継続して認められるようになってほしい。

## テーマ2：障害者のスポーツ活動について

東京 2020 オリンピック・パラリンピックの開催により、パラスポーツに対する機運が高まっている一方で、新型コロナウイルス感染症による施設の休止や、イベントの中止があり、スポーツ活動が行いにくい状況にあります。

テーマ2では、次のような内容を参考に意見交換をお願いします。

- ・「スポーツ」の実施状況について、情報収集を行っている手段について
- ・スポーツに取り組むにあたって、課題となる点について
- ・参加してみたいスポーツ活動や、参加しやすいと思う機会について

### 「スポーツ」の範囲について

- ・障害者のスポーツ実施率の調査（スポーツ庁）における「スポーツ」の範囲  
散歩や身体活動を伴うリハビリテーション等も含めており、スポーツを広くとらえている。
- ・第2期さいたま市スポーツ振興まちづくり計画における「スポーツ」の範囲  
競技スポーツ、レクリエーション（キャンプ活動やその他の野外活動等を含む）から、健康維持のための軽い運動（散歩やラジオ体操等）、さらに、日常の活動（徒歩や自転車による通勤・買い物等）までを含めた、様々な身体活動のことを「スポーツ」とする。

### 【参考】第2期さいたま市スポーツ振興まちづくり計画

本市では、「第2期さいたま市スポーツ振興まちづくり計画」を策定し、すべての市民等が障害の有無及び身体能力・運動能力の違いにかかわらず、いつでも、どこでも、いつまでも、スポーツにかかわることができる機会を増やすとともに、人種、文化、言語といった垣根を越えて、教育、文化、環境、経済・観光、健康・福祉、都市計画の広範な分野において、市民等、スポーツ関連団体、事業者及び行政が連携を強化することにより、生涯スポーツの振興及びスポーツを活用した総合的なまちづくりを推進しています。

<https://www.city.saitama.jp/004/006/008/p080186.html>

### スポーツ庁の調査による全国の現状について

- ・障害者のスポーツ実施率は（成人週1回以上：24.9%）は、成人一般（59.9%）に比べてかなり低くとどまっている。（令和2年度調査）
- ・全国のスポーツ施設（191,727カ所）の中で、障害者スポーツ専用・優先のスポーツ施設は、141施設に限られる。（平成30年度調査）
- ・総合型地域スポーツクラブの中で、障害者が参加している（していた）クラブは37.7%。  
（令和2年度調査）  
運動部活動・クラブのある特別支援学校は、中学部で37.2%、高等部でも58.6%。  
（平成25年度調査）
- ・日本スポーツ協会公認スポーツ指導者は約55万人に対し、障がい者スポーツ指導者は約2万6千人。（令和2年度調査）
- ・障害者スポーツの直接観戦の経験がある者は、3.8%にとどまる。（平成29年度調査）

## 障害政策課の取り組み事業について

### ○さいたまスポーツフェスティバルへの協力

- ・障害の有無に関わらず参加、体験することができる、ブラインドサッカーやボッチャなどといった、ユニバーサルスポーツやパラスポーツ体験会を実施している。
- ・さいたまスーパーアリーナを会場に実施。
- ・令和元年度は、5月11日（土）、12日（日）に実施し、参加者数は合計24,500人。
- ・令和2、3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止。

### ○ノーマライゼーションカップの実施

- ・誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例（ノーマライゼーション条例）とその理念を市民に周知啓発することを目的とした、ブラインドサッカーの親善試合。
- ・サイデン化学アリーナを会場に実施。
- ・令和元年度は、令和2年2月22日に実施し、1,272人が参加。
- ・令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、試合が中止となり、啓発動画および、オンラインセミナーを配信。

### ○ふれあいスポーツ大会の実施

- ・障害のある方々が、スポーツを通じて心身のリフレッシュを図るとともに、ボランティアとの交流を深め、障害及び障害者に対する理解と社会参加を促進することを目的とし、社会参加推進事業のひとつとして開催。
- ・岩槻文化公園を会場に実施。
- ・大玉転がしやパン食い競争のほか、卓球バレー、グラウンドゴルフなどの体験を実施。
- ・令和元年度は、9月22日（日）に実施し、1,029人が参加。
- ・令和2、3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止。

### ○全国障害者スポーツ大会への参加

- ・競技等を通じ、スポーツの楽しさを体験すると共に、国民の障害に対する理解を深め、障害者の社会参加の推進を目的とする。国民体育大会終了後に国民体育大会開催都道府県で開催。
- ・埼玉県と共催で実施する、彩の国ふれあいピックを、選考会と位置づけ、全国障害者スポーツ大会に毎年度さいたま市選手団を派遣。
- ・令和元年度から令和3年度については、台風及び新型コロナウイルス感染症の影響により中止。
- ・正式種目は8ページ一覧①のとおり。

○障害者スポーツ・レクリエーション教室（12 競技 17 教室）の実施

- ・地域に偏りが出ないように、市内の公園施設、体育施設で開催。
- ・障害者の体力増強・交流・余暇活動等、障害者の社会参加の促進、健康の増進を図ることを目的としている。
- ・原則、小学校 3 年生以上の全障害の方を対象とし、休日に開催する募集型教室のほか、特別支援学級等を対象とした訪問型教室を実施。
- ・参加者への指導や、配慮の方法を理解することを目的として、スポーツ推進員に見学を依頼している。
- ・令和 3 年度実施予定種目はページ下段の一覧②のとおり。

① 全国障害者スポーツ大会正式種目

	競技種目	対象の障害	
個人種目	陸上競技	身体・知的	
	水泳	身体・知的	
	アーチェリー	身体	
	卓球	一般卓球	身体・知的・精神
		サウンドテーブルテニス	視覚
	フライングディスク	身体・知的	
	ボウリング	知的	
ボッチャ	身体		
団体種目	バスケットボール	知的	
	車いすバスケットボール	身体	
	ソフトボール	知的	
	グラウンドソフトボール	視覚	
	バレーボール	聴覚・知的・精神	
	サッカー	知的	
	フットベースボール	知的	

② 令和 3 年度障害者スポーツ・レクリエーション教室実施種目一覧

水泳・野球・バスケットボール・卓球バレー・ボウリング・ソフトボール・陸上競技・一般卓球・フライングディスク・サッカー・ボッチャ・バレーボール

※新型コロナウイルス感染症の影響で中止となった種目を含む。

※水泳、ボウリング、フライングディスク、サッカー、ボッチャは年 2 回開催。その他は 1 回開催。

※フライングディスク、サッカー、ボッチャは、各 1 回を市内小中学校に訪問して開催。



## 令和3年度第2回市民会議で挙げた意見

### さいたま市スポーツ振興まちづくり計画における「スポーツ」の実施状況について

- ・パラリンピックでブラインドサッカーを観戦したが、目が見えていない中でも選手が華麗に動いていて、とても興奮しながら観戦できた。
- ・新都心で毎年開催されているツールドフランスのレース前に、パラスポーツのイベント(ex.2人乗り自転車、片足で運転できる自転車等の紹介)を実施しており、パラスポーツに直接的に興味を持っていない人にも、関心を持ってもらえるいい機会になっていると思う。
- ・学校の運動会などを見ると、障害の重さによって、運動する子としない子がはっきり分かれてしまっている。それぞれの能力に応じて、本人が持っている能力をより高められるように支援していく必要があると思う。
- ・支援学校で支援を受けられていない子がいるので、教員だけでなく積極的に地域の人に声をかけるなど、周りとの協力が必要であると感じる。
- ・運動会で実施しているマラソンであれば、全員が完走できるように皆で時間をかけて、各自のペースで運動している。
- ・昔スポーツを始めようとした時、障害者のスポーツチームや教室がなかったため、地域の方と一緒にスポーツをしていた。
- ・障害者のチームがなかったため、周りの障害者に声をかけ自分でチームを作って活動している。
- ・障害者であっても、高齢者になっても、自分からやろうと思えば何でもできる。積極的に行動することが大切だと思う。
- ・県内で行われている障害者スポーツ大会に参加したり、高齢者になってから、全国大会に自ら応募して出場したりした。

### スポーツに取り組むにあたって、課題となる点について

- ・障害の重い方は介助者がいないと参加できない。在学中のように知識のある介助者の参加がないと当事者の参加が難しい。
- ・知的障害者にとってマラソンや水泳など個人スポーツを行う事にはとても困難が伴う。移動支援を柔軟に活用する事でこれらのスポーツを行う事が出来れば、誰もがよりスポーツに取り組めると思う。また、スポーツの種目によって移動支援の制限がかからないようにしてほしい。
- ・ルールが理解が難しい。また、活動が土日だと、ガイドヘルパーの制約がある。
- ・運動をしたくても、運動するまでに越えなくてはならない壁が多い。ガイドを派遣することがまずネックである。
- ・情報を得る方法、発信の方法など、相談員として機会の提供に悩んでいる。
- ・特に高齢で障害のある方の運動不足の者が多くいるように感じる。
- ・若い人には施設等から声をかけられるなど、スポーツをする機会があるが、高齢者になると声をかけられることもないため、自分から動かないと機会を得ることが難しい。
- ・どこかの団体に所属していれば、行政からの情報を得る手段も多いと思うが、所属していない個人までは届いていない。
- ・障害のある方の情報が身近にあり、関心を持てる環境づくりが必要。
- ・学校に通っている間は、スポーツをする機会が自動的に設定されているが、卒業後は機会が激減してしまう人が多い。

- 行政に関わりのある市民だけでなく、行政とほとんど関わりのない市民の参加が増加するような工夫をすることで、市民に今以上に情報が回るようになるのではないかと。
- 行政の情報を発信する幅を広げてほしい。
- 屋外での講座があると参加しやすいと思う。
- 新型コロナウイルス感染症のため、埼玉県障害者交流センターの活動が減っていた。
- 車いすを使っている身体障害者は、スポーツに興味がなかったり、興味があったとしても会場までのアクセス、会場のアクセスが容易ではないので関わろうとしていない。
- 市の体育施設等においても、視覚障害者に対して、スポーツの仕方や器具の使用方法を指導できる人材がいない。場所的にも誰でも参加できるような状態ではない。
- 市民マラソンの3 kmの部に参加しようと考えていたが、国際マラソンとなり、最短が8 kmになってしまい参加が出来なくなった。また、障害者の参加が車いすの部に限定されてしまった。
- スポーツの種類によっては、施設利用時に、聞こえる人との同席を求められることがある。
- 説明や指導する際に、筆談の時間がかかるために、トレーニングを行う時間が制限される。施設職員の方は、できれば、手話を使ってほしい。
- 聴覚障害者の場合は、マスクが最大のコミュニケーション面での大変さがあると思う。コロナ禍ではやむないが、そこをカバーするコミュニケーション保障が必要。聴覚障害者は、口元が見えないと伝えたい内容がわからない場合があるという点への理解が必要。
- 子どもがスポーツ系の部活動を行う際には、介助ヘルパーではなく保護者が付き添わなければいけないなど、部活動をする上ではいくつかの制約があるのが現状である。障害者スポーツ専門の指導員による部活指導が受けられる環境があれば良いと思う。
- 重度障害者にとって、競技スポーツはルールの理解が難しく、参加が進まない。例えばトランポリンや水泳、登山など気軽にできることからまずは始めて、その上で楽しむということが大切だと思う。
- 一般市民がパラスポーツを親しめるような機会が増えるといいと思う。
- コロナ禍において、生活のリズムが不安定になるなど、自由にならずストレスを抱えている。スポーツに限らず、どうすればストレスや不安を軽くできるのか。スポーツよりもコロナウイルスを起因としたストレスや不安の方が大きい。
- 日常の活動も運動に含まれているが、コロナウイルスの影響で制限がある。
- スポーツの場所、機会、チームなどの絶対数が少ない。また、健常者に加わるのも難しい。一人でスポーツに出かけられれば良いが、行けない人はどうしたらよいのか。スポーツ実施場所でのトイレなど支援者の確保が難しい。健常者、障害者問わず社会資源や福祉施策の充実と合わせて考えていくべき。
- 精神障害者の場合、服薬等によりスポーツが苦手な人が多い。コロナ禍で在宅勤務が多くなり、働きやすくなったが、「体を動かす機会が減った」「通勤が困難になった」などの課題もある。
- ヨガサークルの参加者が、コロナ禍でオンラインでの実施となり、ネット環境が整わず参加できなくなった例がある。
- スポーツにおいて、競技を広めていこうとしているのか、散歩のような日常生活としてのスポーツを広げていこうとしているのかで変わってくる。散歩であれば近くの公園でもできるが、コロナ禍で行きたい場所、やりたいことが制限されてできない状態が続いている。

- 市のふれあいスポーツ大会は様々な障害の方がスポーツを1日楽しめるよう工夫してやっていることに意義があるが、コロナ禍で中止となってしまった。コロナ禍で制限のある中でも実施することは励みになる。障害のある方もスポーツを見て、理解して、体験することが重要だと思う。
- 障害者本人には支援者がいないとできない場合もある。支援者の苦勞を理解する必要がある。

### 参加してみたいスポーツ活動や、参加しやすいと思う機会について

- 重い知的障害があっても楽しめるイベントがあれば、ヘルパーを頼んで参加させたい。
- グランドゴルフに参加する人もいるので、会場になっている公園の活用をし、その人の状態に応じてスポーツに取り組むことができる。
- ウォーキングやボッチャなどの誰でも参加しやすい運動。
- スポーツ庁の定義で、散歩もスポーツに含まれていることを知った。散歩ならば公園でもできると思う。
- スポーツ振興のうえで、競技性はなくても、散歩もスポーツという意識を変えることも重要。
- ひとによって好みが違うが、何が好きかはやってみないと分からない。まずはスポーツをする機会をたくさん増やすことが大切。
- 普段の余暇活動（山登りなど）であっても、体を使った上で何らかのゴールを設定することでスポーツとして楽しむことができると思う。
- 周囲が盛り上げることで、褒めることが喜びにつながる。支援者も一緒に楽しめる環境を作れば良いと思う。
- 障害者は配慮がないとスポーツを楽しめない。一方で健常者との交流の重要。バランスよくスポーツの機会があると良い。
- 健常者のチームと障害者のチーム、混合のチームが争う機会が欲しい。
- 障害者週間市民のつどいや、ふれあいスポーツ大会でボッチャ体験をした。体力を使うハードな競技ではないため、みんなで体験してみようということになった。
- 近所にある体育施設が障害の有る無しにかかわらず、自由に利用できる環境を整えることが必要。これにより障害者も気軽にスポーツが楽しめると思う。
- パラスポーツの中でブラインドサッカー、車椅子バスケットには興味があるが日程が合わず参加できていない。身近な地域や場所でやってほしい。
- eスポーツは新しい社会参加の場にもなるため、推進することを課題にしてはどうか。
- ふれあいスポーツ大会は安心して楽しめるコンテンツになっていると思う。
- 手話応援に参加しているが、聞こえる仲間に手話の理解があればお互いにスポーツを楽しめる。
- 視覚障害者はSTT（サウンドテーブルテニス）をする機会もあるが、ガイドがいないとできない。コロナ禍では制限を受け大会も開催できずストレスが溜まる。
- 地域に民間で障害者だけを対象としたスイミングスクールの時間がある。そういった社会資源が増えると良いと思う。

## テーマ3：選挙における合理的配慮について

新型コロナウイルス感染症が拡大した中、5月23日には、さいたま市長選挙が執行され、10月31日には、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査が執行されました。また、来年には参議院議員通常選挙が予定されています。

投票所運営については、新型コロナウイルス感染症の影響により、ソーシャルディスタンスの確保や、感染症対策の徹底を図る必要があります。今までの運営と変わったこともありました。

テーマ3では、次のような内容を参考に意見交換をお願いします。

- ・コロナ禍における選挙の執行について、実際に投票に行き困った経験や課題と感じたこと
- ・選挙に係る合理的配慮の提供事例や、行ってほしい配慮について

市職員向け対応要領「障害のある方に対する対応の基本」をもとにした、介助が必要な方への対応について

### 基本的事項

- ・まず声掛けを行い、介助が必要かどうかを尋ねる。
- ・介助の申し出があったら、何をどのように手伝えればよいか尋ねる。

### 肢体不自由

- ・車椅子を使用されている方と話す際は目線を相手の高さに合わせる。
- ・介助の方法や、車椅子のどの部分を持てばよいか十分に確認する。
- ・車椅子を持ち上げる必要がある場合は、2、3人で呼吸を合わせて持ち上げる。車椅子を持ち上げる際、降ろす際は乗っている方を高い方に向けて行う。
- ・杖等を使用している方は、介助の必要性や方法を尋ねてから介助を行う。

### 視覚障害

- ・方角や場所を伝える際は、「何メートル先」や「段差を3段下る」など具体的に伝える。
- ・白杖を持つ方を案内する際は、白杖を持つ手と反対側に立って腕を貸し、半歩前を歩くようにする。
- ・「身体障害者補助犬法」により、投票所内への身体障害者補助犬の同伴は認められている。
- ・点字を習得している方へは、点字投票について説明し、希望があれば点字器の使用の有無を確認してから投票の補助を行う。また、代理投票を希望する方には代理投票を、自書を希望する方には通常の文字投票を案内する。
- ・拡大鏡、老眼鏡、点字用候補者氏名等掲示を用意する。

## 聴覚障害

- 聴覚障害者と対応の際は、職務代理者及び庶務係は、口元が見えるようにマスクを外し、フェイスシールドを着用して対応する。コミュニケーションボード等も併せて活用する。
- 口話はジェスチャーを交え、正面から、口を大きく開いて、ゆっくり、はっきり発音する。
- 話すときは言葉のまとまりで区切って伝えるようにする。
- 筆記は難解な表現や日本語特有の婉曲な表現がわからない方もいるので、可能な限り誤解のないわかりやすい言葉で伝える。

## 知的障害

- 視線を相手と同じ高さにする。
- 短い文書で説明し、内容が理解されたことを確認しながら対応する。
- パニックになったときは時間を置き、落ち着いてから対応する。

【参考】衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査（令和3年～）  
（さいたま市ホームページ）

<https://www.city.saitama.jp/006/009/008/p084893.html>

## 令和3年度第2回市民会議で挙げた意見

### 実際に投票に行って困った経験等や課題について

- 駐車スペースもエレベーターもない期日前投票所があり、不便。
- 家から投票所までが遠く、投票に連れて行ったことがない。
- 投票場に行くまでが大変である。
- 施設に入所している人は施設で投票できているが、個人では行かない人も多い。
- 1人で投票所に行くことが難しい人や、病状などによって意欲に差がある。
- 投票に行くことに対して、腰が重くなってしまっている人への対応に苦労している。
- 候補者がどんな人なのか分かってもらうために、候補者が施設に訪問し説明するといいいのではないか。
- 待機列ができており、職員がスピーカーで話している内容が分からないまま、並んで待っていたということがあった。聴覚障害者や耳の遠い高齢者などがいることを想定して、看板などに内容を書いて情報を提供して欲しい。
- 期日前投票に行った際、音声による情報が多く、聴覚障害者への情報保障がされていなかった。混みあった会場内では、他の空いている会場をアナウンスしていたが、聞こえない人には届かない情報であった。
- 受付にて、「耳が聞こえない」と身振りで表したら、マスクを外すか、早急に筆談、または聴覚障害者協会から提供したコミュニケーションボードを出して、対応してもらいたい。
- 期日前投票所のスタッフが、コミュニケーションボードがあることを知らない。聴覚障害者が来た時の対応方法など情報共有がされているのか疑問に思った。
- 合理的配慮の必要があれば、受付に言ってくださいと掲示板があったので、受付に「耳が聞こえないので、筆談をお願いします」と手話で表現したが、受付に筆談ノートが準備されていないことがあった。
- 投票所にはコミュニケーションボードが置いてあると思うが、投票に従事する職員が全員そのことを知っているべき。また、一部の職員が障害者の対応をするというのではなく、全員が対応できるような仕組みが大切。
- 通知した名前などの確認するために、口頭でなく、筆談で対応してほしい。
- 投票に行ったとき、投票従事者から何か声を掛けられたが、耳が聞こえないため、わからなかった。その後、声を掛けられることがなく、結局何を言われたのか、わからずじまいであった。自身は後ろに並ぶ人に迷惑をかけてしまうのではないかと、その場で我慢をしてしまったことがあった。そうした対応に意見を言う人もいるが、そういった場面を見た人が、障害者に悪いイメージを持ってしまうのではないかと懸念している。
- 点字による投票を行っており、持参した携帯点字器を用いて記載している。係員の対応も概ね適切と思う。
- 小さいマスに文字が書きづらいので代筆をお願いしているが、最高裁の審査のように印をつけるだけとか、スイッチを押すだけになると助かる。
- 視覚障害のある方の選挙の立ち合いに行ったことがあるが、代筆をしている人の声が周りに聞こえてしまっており、プライバシーが保障されていないと感じた。
- 点字ができる人は点字投票となるが、視覚障害のある方のうち、皆が点字をできるわけではないので、対応を考える必要があると思う。

- 点字投票は投票所職員の対応に時間がかかりすぎる。また、投票箱までの誘導も一定でない。複数選挙の場合は、投票箱までの誘導において配慮を欠いていると感じた。
- 視覚障害者にとって、投票先を決めるための情報入手が困難。ポスターや選挙公報からは情報を得られない。選挙公報を音声化するかは、被選挙人が選択することになっていて、音声に対応していない人もいる。
- 知的障害を持つ人々にとって、候補者のマニフェストの違いを理解する事はなかなか難しい。
- 半身麻痺があるため、係員の肩を借り、代筆をお願いしたことがある。
- 期日前投票で区役所に行った際に、区役所内がバリアフリーになっていた。また、補助の方が車いすを押して投票作業に付き添ってくれて助かった。
- 投票に使用されている言葉は難しいものが多く、意味を理解できていない知的障害者の方もいる。
- 知的障害のある方の中には、投票するという事は理解できても、それがどう反映されているのか理解することが難しい人もいる。
- 知的障害のある男性の中には、写真を見て好きな女性に投票している人も多い。
- 介助として投票所に行っても中に入ることができず、選挙管理委員の人が「どの人にしますか」と聞いて投票することになるので、プライバシーがない。
- 選挙に関心の高い人と低い人の差が激しい。
- 投票へ行ったが、手すりを利用する際に、消毒が十分か心配になってしまった。
- 選挙スケジュールがタイトで、期日前投票をする場合に、選挙公報を確認することが難しい。
- 国民審査の用紙は、罷免したほうがよい裁判官に○をつけるというものだが、これが難しい障害者もいる。
- 精神疾患により入院している人は、外出して投票することがかなり困難である。投票率について調査をすべきではないかと考える。また、知的障害者の入所施設に対して、投票を促す取組みが行われたのか知りたい。
- 障害のある人と障害のない人とで、投票率に差があるのか調査をするべきではないか。
- 投票時に合理的配慮がないことで遠慮や我慢があるというのは許されないことであるため、きちんとした配慮をするべきと思う。

## 選挙に係る合理的配慮の提供事例や、行ってほしい配慮について

- 投票場まで行くための援助が欲しい。
- 投票場までの移動の支援は、選挙権を行使するために必要な合理的配慮だと思う。このため、地域生活支援事業の移動支援の利用者負担は、無くすべきだと思う。川越市では選挙の投票時に係る費用負担の免除を実施している。
- 駅前に投票所を設置するなど、アクセスの便利な所にもっと投票所を設置し、投票に行きやすい環境を整えてほしい。
- 高齢者施設では、直接説明者が訪問し説明、投票するという場合もあるので、障害者施設でも同様にしてほしい。
- 会場に行くことが難しい障害者を集め、マイクロバス等で送迎してほしい。
- 以前は小学校の体育館で投票していたが、校舎の1階に変わった。段差がなくなり、配慮がなされるようになった。みんなの意見で変わっていくと良いと思う。
- 介護者である親が高齢になり、一緒に行けないなど、投票所まで行く支援が必要な人もたくさんいる。また、障害が重い方の場合、親が連れていけないこともある。

- 精神障害者の場合、外出が不安な場合もある。行き慣れない場所は不安もあり、他の投票の方法があると良い。
- 精神疾患での入院時に郵送による投票を支援してくれる病院もあるが、住民票の問題などで通知が届かない場合もある。病院によっては熱心に支援してくれる病院もある。
- 情報提供、投票所に行くまでの支援、投票所で合理的配慮など、みんなで声を出すことで変わっていくと良いと思う。行政だけでなく、候補者も変わってくると良いと思う。
- コロナ禍に限らず、精神障害者の場合、長期の入院体験などから、選挙に行ったことがない。選挙に接する機会もなかった。
- 電子投票を行うべき。また、外出しての投票ができない方向けに、不在者投票の制度があることをもっと周知すべきである。
- 投票しやすい環境を備えた投票所を設置しなければならない。記載台や投票箱の配置により、通路が狭く、車いすが通れないようなところもある。障害者だけではなく、高齢者も同じだが、誰でも投票しやすい投票所にしてほしい。
- 身体、知的障害者手帳所持者には、郵便投票をもっと簡単にできるようにしてほしい。
- 今回の衆議院議員選挙でも、Yahoo が「聞こえる選挙」のサイトを作成し、選挙公報の記載内容を読み上げ可能な情報で提供していた。紙の広報が読めない当事者は大変重宝した。
- さいたま市長選挙では、さいたま市視覚障害者協会から音声化した広報を送付してもらえることもあるが、音訳がない場合や、音声化されない候補者があったりもする。選挙情報の提供が民間企業のボランティアや、候補者の善意を必要とすること自体がおかしなことで、公的に保証して欲しい。
- 聴覚障害者への対応を紙に書いたものを提示するなど、投票に来た人に情報を伝えることが重要。声で話していることを、きちんと紙に書くなどして伝えてほしい。こちらが困っている時だけ、筆談するのではなく、案内についても、口頭の案内に加えて文字での提示をしてほしい。
- 受付や立ち合い人は、できる限り、障害者への合理的配慮を学習してほしい。受付のあたりに、筆談ノートを置いて、聞こえない人がみえたら、すぐに対応できるように努めてほしい。
- 視覚障害のある方のプライバシーが守られていないとの話があったが、投票日前日などの混まない日程に、視覚障害のある方のみが投票できる時間を設けるのはどうか。
- 動画による PR などもあるが、聴覚障害のある人にとって、字幕だけでは理解することが難しいという方もいる。手話は見える言葉であって、専門的な言葉などは手話のほうが分かりやすいため、手話をつけることが大切。
- 手話通訳者は、ひとりひとりに合わせて通訳をするので、安心して情報を受け取ることができる。目を合わせて話をするところはその場で聞くことができる。
- 裁判官の国民投票のように候補者の名前が並んでいるところに、ひとつ〇を付ける事で投票が出来たら、文字が書けなくても投票が出来るのではないか。
- 自分で投票先を記載するのが困難な人には、早急に個別に選んだ立会人の介助を認めるべきだと考える。また、厳正な手続きを経たうえで立会人による代理投票の権利も認めるべきだと考える。
- 現状として付添者の代筆は認められないので、選挙管理委員がどの候補者に投票したいかを障害のある人から聞き取りして、代筆する仕組みになっている。実際のケースとして、あらかじめ候補者名の文字を図形として記憶し、それを指し示す練習をしてから投票に行ったという話を聞いた。障害者が投票に行かないと周囲の理解が進まないの、まず選挙に行くことが大切だと思う。



- 知的障害の施設利用者へ投票を促すが、どの候補者、どの政党などの判断が難しい。情報が乏しく、選挙の広報や政見放送は理解が難しい。施設職員が「わかりやすい版」を、作成者の意図を排除した上で作成し、利用者に配布したり、掲示したりしているが、そもそも法律に抵触するのではないかと心配もある。立候補者や選挙管理委員会でわかりやすく広報してほしい。比例選挙や候補者が少ない場合は「わかりやすい版」を作成できるが、候補者が多いと対応できない。
- 知的障害者の場合、権利があるので投票に行くが、誰に投票してよいかわからない。政策や政党の選択は難しい。解説をしているが限界がある。
- 知的障害者の親が、子どもの投票に同行し、投票所には親も一緒に入れてもらえた。以前は入れてもらえなかったもので、少し変わってきたのかと思った。
- すべての投票所で障害者の子供と一緒に親を入れてくれるのかわからない。身内に限らず、同行する支援者も一緒に入れてくれると良い。
- 狛江市では、知的障害者向けの主権者教育を行っている。アメリカでは、候補者の訴えを学習するような取り組みを行っている。投票率を向上させる取り組みにもつながるので、行政を含めてやっていくべきではないか。
- 精神障害や知的障害のある方自身が、投票することの意義や自身の考えに合った候補者に投票できるような取り組みをするべきである。投票の前に、知人等の影響を受けて投票してしまう方も見受けられる。
- 現在、期日前投票を行う際には、「やむをえない事由」が必要とされるようですが、理由の如何を問わず期日前投票は認められるべきだと考える。
- 期日前投票がやりやすくなって助かっている。
- 障害者の知り合いで、実際に投票所に行った人がいた。事前に投票のやり方を細かく教えたそうだが、希望する候補者にきちんと投票できたかは不明である。そもそも各候補者のことがよく分からないので、誰に投票するかを決めることが難しい。
- 選挙に行っても何も変わらないと考える人も多い。
- 投票所においては、障害者や高齢者など、誰でも同じ情報が受け取れるような環境整備が必要である。
- 投票行動に繋がる対応の好事例を収集してはどうか。